

令和2年(2020年)12月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和2年12月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和2年12月18日(金)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	宮 本 忠 宜
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	佐々木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

4 番 岡村哲雄 5 番 大西瑞香

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4 番 岡村哲雄君

5 番 大西瑞香君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託された審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過についてのご報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。令和2年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてを報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月9日水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名の下、開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案2件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を、審査行いました。

まず、最初に、委員から、第2条から第8条までの金額について、分かりやすい資料があれば頂きたい。第10条の計算方法についても、条文では分かりにくいので詳しい説明を求めます。この条例案は、公職選挙法昭和25年法律第100号第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づきとありますが、法律を見てもこの条例にたどり着きませんでした。条例案に令和2年6月12日法律第45号、令和2年12月12日施行と記述してないと、法律改正の内容が分からないので、それを記述しない理由を説明してください。公職選挙法の改正では供託制度の改正がされていますが、条例案には記述がないので、説明をお願いします。との質疑に、課長の答弁として、一覧表を作成しておりますので、資料として配付します。第2条から第8条までの選挙運動用自動車の使用に係る公費負担に関する規定で、ハイヤー方式の契約について、6万4,500円が上限となり、5日間ハイヤー方式を利用した場合は、32万2,500円となります。これは第4条第1号に該当する場合で、一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約をした場合が該当します。その他第4条第2号ではレンタル方式や個人と契約して車両を借り入れる場合は、1日当たり1万5,800円を上限とし、5日間で7万9,000円となります。それに加えて燃料の供給と運転手の雇用を併せて行うことができます。

燃料の供給は、1日当たり7,560円の割合で算出した5日間で3万7,800円が上限になります。運転手雇用の契約の場合は、1日当たり1万2,500円を上限に5日間で6万2,500円となります。第4条第2号は、これを合計して、17万9,300円となります。

第9条から第11条までのポスター作成に係る公費負担に関する規定です。ポスターの作成につきましては、当該候補者を通じて作成単価に作成枚数を乗じた金額が公費負担の対象となります。単価の計算方法は、31万500円に525円6銭とポスター掲示場数100を乗じて得た額を加え、ポスター掲示場数100で除して、1円未満の端数を切り上げて計算した結果、3,631円となります。この3,631円にポスター掲示場数と同じ100枚を掛けた36万3,100円が上限となります。

法律に改正があった場合は、改正内容は法律上に上書きされます。例規における法律の表示は、法律が作られた時の法律番号を使用し、改正の法律番号は使用しませんので、今回の条例もそれに沿って、令和2年12月12日施行分は本文の中には記述されません。

供託金制度については、条例に委任されておりますので、公職選挙法では規定されております。

また、委員から、選挙運動用ビラについても説明をお願いします。それから、公費負担の町長選挙の場合の総額と町議会議員選挙の場合の総額を教えてください。選挙運動用自動車の中に燃料代も運転手も含めて総額を計算すると、説明とは違う結果になるので、再度説明をお願いしますとの質疑に、課長より、ビラについては、7円51銭に町長選挙の場合は法定枚数の5,000枚、町議会議員選挙の場合は1,600枚を乗じた金額として、町長選挙の場合は3万7,550円、町議会議員選挙の場合は1万2,016円が上限額となります。上限額の合計は、ハイヤー方式を使用する場合は、72万3,150円となり、選挙運動用自動車をレンタル方式で借りた場合はこの金額が57万9,950円になります。レンタル方式の場合は、運転手の報酬も燃料の供給も含めた金額となります。また、議会議員選挙の場合は、ハイヤー方式を使用した場合が69万7,616円、レンタル方式の場合は55万4,416円が上限額の合計となります。供託金については、公職選挙法の制定当時から規定されており、今回の改正で町議会議員選挙においても規定されました。没収点については、公職選挙法にその適用条件が規定されており、有効投票総数をその選挙区の議員定数で除いた額の10分の1未満の票であれば没収されます。平成30年に執行された町議会議員選挙を例にとりますと、有効投票総数が9,941票ですので、62.131票となります。これ未満で没収となります、との答弁でした。

また、委員から、令和2年法律第45号の法律改正によると、第93条公職の候補者に係る供

託物の没収について、町村議会の議員選挙についても15万円が没収されるということですが、供託金の考えは売名目的の立候補乱立を防ぐため導入されるものであり、供託金が15万円で、得票が法定割合を下回れば没収されることになっております。今回の条例案ではそれが全く分かりません。その供託金の目的から考えると没収された場合にはこの公費負担は対象外だと思われませんが、詳細な説明を求めます、との質疑がありました。

課長の答弁として法律や条例は、改正があった場合は附則でその改正を規定します。一般的にはその法律がいつ改正されたかを判断するには、その附則を見ていただくことが必要となります。法律も条例も改正があった場合は、その条文が置き換わりますので確認が必要となります。公職選挙法では、国の選挙において、供託金の没収がない限り公費負担を行うことを規定としています。地方の選挙においても、それを準用することになります。

また、委員より、公費負担は69万7,616円が最高金額になると思いますが、いかがでしょうか、との質疑に、課長の答弁として、本条例による公費負担の上限額においては、町長選では72万3,150円で、町議会議員選挙では、69万7,616円です。

また、委員より、供託金と公費負担は別なものと思いますが、没収点に満たなかった場合は、供託金は没収されても、公費負担分は没収されないことによいでしょうかとの質疑に、課長の答弁として、供託金は没収の対象となりますが、公費負担の考え方は、没収点以下の得票であった場合は、公費負担対象として町が支払いを、没収点未満であれば、町は支払いをしないということであります。

また、委員より、没収点未満であれば、請求できないということですかとの質疑に、課長より、契約した業者から町に請求があっても、町は支払いができないということになります。候補者に請求をしていただくこととなります、との答弁でした。

次に、委員から、第2条の6万4,500円の算出根拠を教えてください、との質疑に、課長より、条例で規定しているそれぞれの金額は、公職選挙法施行令に規定している金額で、その金額を上限として条例で定める必要があるため、公職選挙法施行令の上限額を規定しています。この積算内容までは確認できていませんとの答弁がありました。

また、委員より、いわゆるウグイス嬢に係る経費は公費負担の対象となりますかとの質疑に、課長より、公費で負担する選挙運動用自動車の運転手の雇用は、その運転手が自ら運転業務を行うものであるため、車上運動員の方は該当しません。いわゆるウグイス嬢は公費負担の対象外となります、との答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の本常任委員会所管分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、総務課所管分については、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、委員より、財政調整基金繰入金について、2億7,865万6,000円減額後の財政調整基金の残高は幾らになりますか、との質疑に、課長より、財政調整基金の12月補正後の令和2年度末の残高見込額は約12億円であります、との答弁でした。

また、委員から、財産管理費の積立金について、本会議でも説明がありましたが、再度詳細な説明をお願いしますとの質疑に、課長から、積立金については、相賀橋の架け替えに伴う移転補償費が約4億4,800万円、当初予算に計上済みの道路の拡幅に伴う町有財産の売払いが約200万円あり、歳入合計は4億5,000万円となります。歳出につきましては、町民センター解体、旧引本小学校改修、老人福祉センターの長寿命化等に充当しており、充当の合計は約2億2,600万円になります。歳入の約4億5,000万円から歳出に充当した2億2,600万円を引いた金額、余剰金2億2,372万5,000円を庁舎等改築及び改修基金に積み立て、後年度の施設整備に備えたいと考えています。これに伴う積立て後の庁舎等改築及び改修基金の残高見込額は約2億3,900万円となります、との答弁でした。

次に、委員から財務会計システム運営事業について、財務会計のバックアップは定期的に行われているのか、あるいは何か変化があって必要となったものなのか、お聞きしますとの質疑に、課長から、バックアップについては、職員が毎日DATテープに記録していましたが、現在使用しているテープが老朽化している中、テープは生産中止になり、今後バックアップできなくなるおそれがあることから、記録媒体をハードディスクに変更するためのシステム改修でありますとの答弁がありました。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、税務課所管分についての質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、委員より、修繕料は、農業用施設への雨による土砂の堆積との説明でしたが、1年間の降雨による堆積であるか、それともある時点での大雨が原因であったものか説明を求めますとの質疑に、課長より、主に、9月25日の豪雨と1年間通して降雨により堆積したものです。台風シーズンが過ぎ、気候が安定して、冬季に堆積土

砂の撤去を行いたいと考えています、との答弁でした。

また、委員より、堆積土砂の撤去となっていますが、財源は一般財源ですか。国の事業で緊急浚渫事業が令和2年度から5年間の事業費見込み4,900億円規模の事業であります。この事業は財源としての考慮しなかったのですかとこの質疑に、課長より、今回、補正予算で要求しております土砂の撤去箇所については、河川内の農業用施設付近であり、具体的には頭首工等の取水口の堆積土砂を撤去するものであります。一般財源で実施したいと考えていますとの答弁でした。

また、委員より、河川とは、町が管理する河川ですかとの質疑に、課長より、主には赤羽川等、県が管理する河川ですとの答弁があり、また、委員より、県管理河川でしたら、緊急浚渫推進事業が該当するかもしれないので、確認したほうがよいと思いますとの質疑に、課長より、指摘があった点について確認しますとの答弁がありました。

以上で、農林水産課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、委員より、住宅修繕料の400万円ですが、何件分であるか詳細を説明してくださいとの質疑に、課長より通常の修繕料を11件、退去後の修繕を4件予定していますとの答弁でした。

また、委員より、住宅修繕料についてですが、当初予算に計上しているのに、補正予算で400万円計上しなければならない理由を説明してくださいとの質疑に、課長より、通常の修繕は経年による老朽化から発生してくるものが多くあり、昨年度から例年より増加しております。退去後の修繕について、退去者数が前々年度から増加傾向で、当初で見込んでいた件数よりも多い件数になっています。この修繕に対する費用が増加しているため補正予算を計上しました、との答弁がありました。

また、委員より、政策空家以外の退去後の修繕について件数と詳細を説明してくださいとの質疑に、課長より、退去後に政策空家にすることが決まっている住宅については、修繕を行わず入居者を募集しません。それ以外の住宅については、経年劣化等で傷んでいるところがあるので、修繕を行い入居者を募集します。退去者数について、平成30年度は17件、令和元年度は23件、例年の10件程度に対して2倍程度の件数となっております。このことが修繕料増額の原因です。また、退去後の修繕の件数は4件となりますとの答弁がありました。

次に、委員より、天摩団地の住宅を取り壊した跡地の今後について説明してくださいとの質疑に、課長より、近隣に迷惑がかからないように老朽化の激しい住宅から取り壊しています。天摩団地については、まだほかの住宅に入居している方がいるので、取壊しの跡地の活

用について検討はしていませんとの答弁がありました。

また、委員より、退去後の修繕が4件ありますが、これからの入居者を見込んでいることですか。また、募集した時に入居する可能性が高いということで修繕をするのですかとの質疑に、課長より、そのとおりです。空き部屋の多い住宅の修繕は待っておこうという方針です。今回の4件は空き部屋がないまたは少なく、募集した時に応募される可能性が高い住宅です。そういう住宅に絞って修繕する計画を立てていますとの答弁がありました。

また、委員から、この4件はどこの住宅ですかとの質疑に、課長より、あけぼの団地A棟、あけぼのC棟、汐ノ津呂、小山ですとの答弁がありました。

以上で、建設課所管分については、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員より、資機材搬送車整備事業債はどうして減額になったのですかとの質疑に、課長からの答弁として、当初、町で起債を予定していましたが、三重紀北消防組合で起債を充てるようになったため、その分の減額ですとの答弁がありました。

また、委員より、車両や備品は尾鷲市と紀北町で按分するようになっていたと思いますが、全額減額するのですかとの質疑に、課長より、この歳入は紀北町分だけですが、町が過疎債で対応するよう予定していたところ、紀北消防組合が緊急防災減災事業債を使えるようになったため、起債を組み替えるということだそうですとの答弁があり、また、委員より、この490万円の減額は全体の半額ですかとの質疑に、課長より、尾鷲市と紀北町で按分した額ですとの答弁がありました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された2案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

なお、本委員会につきましては、質疑について全て報告させていただきましたことを申し添えます。

以上です。

瀧本攻議長

次に、教育民生常任委員長 近澤チヅル君。

近澤チヅル教育民生常任委員長

おはようございます。マスクを取らせていただきます。それでは報告をさせていただきます。

令和2年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月10日木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名全員出席の下で開催いたしました。説明のための出席は、住民課、福祉保健課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員でありました。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

海野小学校の廃校となった経緯と児童数は、また、説明会は何回開催したのかという質疑に対して、海野小学校の閉校への経緯は、平成27年5月27日に海野小学校の保護者の方に説明会を行い、以降、11回保護者や地区役員の方に対して、説明を行い閉校に至りました。現在の児童数は、11名ですという答弁があり、さらに、11回説明会を行い、保護者からの意見はどうだったかという質疑に対しては、保護者の方からの意見の中には、統合先はどのようになるのかという意見があり、赤羽小学校にするのか、西小学校にするのかとかいうことがありましたが、西小学校に決定いたしましたという答弁がありました。

ほかに質疑はなく、終了し、討論に入りました。討論はなく、採決いたしました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

続きまして、議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の本常任委員会所管分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分の質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

住民課所管分について質疑は終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、資料を提出いただきました。資料の説明の後、質疑に入りました。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国として接種することはまだ決まっていなと思うのですが、各地方自治体がいつでも行える体制を整えておく必要があるのではこの予算を計上したと理解していいのか。また、来年4月以降になる場合もあると思うが、その場合はどうなりますか、という質疑に対して、仮に来年度当初に新型ウイルスワクチンの供給が可能になった場合、速やかに住民に対する接種を行うことが予想されるため、開発動向も踏まえながら実用化された際に、速やかに接種開始できるよう準備を進めていく。今年度中に準備をして、国のほうが4月以降に持ち越す場合もあると思われませんが、その時にすぐに接種開始ができるように準備するということですかという答弁があり、さらに、もし来年度に持ち越しになったら全額繰越しということではよろしいですかという質疑に対して、電算の改修など準備していますので、ワクチンの事業については、来年度になろうかと思うのですが、今年度のうちに電算の改修のほうは行いますという答弁でした。

また、続いて、新型コロナウイルスのワクチンの補助金は1,251万3,000円。歳出と同額だが、これは国の基準でこの金額を計上したのかという質疑に対しては、現在、国のほうが100%補助を行うことで歳出に見合う補助金を計上しました。ただ国の方の予算の頭打ちがあり、最終的には、100%補助になるかどうかは分かりませんが、今のところは、一応100%補助しましょうという格好になっているとの答弁があり、さらに、歳出で電算事務の委託料は、全額が変わるのか、印刷製本費の予診票の部数とクーポン券の発送の費用の件数が3万6,000部と1万6,000件となっています。その考え方はどうなのかという質疑に対して、経費については、電算システム委託先は三重電算です。見積りを取ったところ、これだけあれば今のところ対応できるということで予算を計上した。予診票の3万6,000部は、予診票については、2回接種で、1人2枚ということでこの数字になり、1万6,000部のクーポン券については、1人2回接種で1枚です。予診票・クーポン券のほうは予備も見込んでいますという答弁があり、さらに質疑はありました。予診票に関して、2回打つので2部印刷、ただクーポン券が1万6,000件に対して、予診票3万6,000部、予備も印刷することになっているが、1部19円、微々たるものかもしれないが、クーポン券も送料が84円切手代があります。人口は分かっている1万6,000件、部数と件数の根拠を聞きたいという質疑に対して、若干余裕を見ているところもあるので、なくしたなどの再通知も出てくることを見越して余裕を見ての部数と件数ですという答弁がありました。

さらに、予診票はどういうもので、これは町民の方に送りますかという質疑があり、予診票は、予防接種を受けるときの健康状態を書いてもらうもので3枚複写になっており、クー

ポン券と一緒に送りますという答弁がありました。

さらに、質疑が続き、この事業は、基準日をいつにして対象者を決めて、入札を開始するのか。また、ワクチン自体もいろいろ問題が出そうなので、どこまで確定できる事業なのか分からないが、ワクチンを接種する、実施せざるを得ない事業、しっかり取り組んでほしいという質疑もありました。これに対して、基準日は、国から発表されていないので、決まり次第すぐに印刷したいと思う。国からも今後方針が出てくると思いますが、その方針に沿ってしっかりと対応してきたいと思いますという答弁がありました。

以上で、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について、追加の説明がありました。

追加の説明は、特別支援学級児童介助教員設置事業において、介助職員が当初予算では小学校に14人、中学校で4人の配置を予定していたが、その後、中学校から小学校への介助教員1人を配置替えしたことによる予算の組替えです。また、委託料66万円は7月28日に潮南中学校で実施した新型コロナウイルス感染症対策としての消毒作業に要した経費です。この予算は急を要したので、光熱水費より流用して既に支払いは行っています。今回、計上した予算は、光熱水費に流用の戻しを行うための予算という説明がありました。

以上で質疑に入り、質疑はありませんでした。

学校教育課所管分は終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分について、資料を提出いただきました。説明の後、質疑に入りました。

まず、社会教育施設とは老人福祉センターのことですかという質疑があり、社会教育施設とは、主に公民館や多目的会館など全てを含めて社会教育施設です。老人福祉センターは、現在、福祉保健課が管理している施設ですが、福祉保健課で予算計上していくことも検討したが、社会福祉協議会は、引本小学校を改築して、来年1月末に移転する予定となっています。来年度に向けて生涯学習課で計上していくことが望ましいと考え、生涯学習課で計上しましたという答弁がありました。

さらに、長寿化というのは、今、紀北町で行う建物改修工事をするときにはそういうふうにつけているのですか。また、耐用年数はどの程度ですかという質疑に、長寿命化事業として全ての事業で行っているわけではありません。今回は、社会教育施設の長寿命化工事として計画させていただきました。今後は、町全体として施設全体でかなり老朽化が進んでいますので、今後、長寿命化事業として計画されてくることもあると思います。生涯学習課とし

では、公民館においては機器などがかなり高額なものもあるので、長寿命化計画を検討していくこととなります。建物や設備で違いはありますが、設備では15年から30年が耐用年数となっており、耐用年数を過ぎても使用できる設備については使用を予定していきます。老人福祉センターは昭和59年度に建てられ、37年経過しています。今後10年から20年と使っていくことを考えると、必要な部分は今回整備し、二度手間にならないように整備したかったということです、という答弁がありました。

さらに、設計に入る前に調査に入った部分は無料なのですかという質疑があり、本年度予算で見いただいている図書室の設計をしていただいている方に確認していただきました。現在の見積りは概算ですので、今の予算を認めていただいた際には、実施設計を行う時点で入札・変更契約・随意契約などの検討させていただきたいと思えますという答弁がありました。

さらに、今回の社会教育施設は図書室移転に伴うものかという質疑があり、図書室の建築工事費は3,960万円で、当初予算で認められておりましたが、今回計上しているものは、老人福祉センター本体の屋上防水や設備などの施設全体の改修工事を計上したという答弁がありました。

さらに質疑が続きまして、図書整備事業が当初予算で5,000万円、長寿命化事業が5,000万円ですが、社会福祉協議会の移転についてはいつ頃になるか、また、図書室の移転は今年度の予算だが、時期的に問題があったのではないのか。全ての工事費について繰越ししてしまうと今年度中に工事着手はできないのではないのかという質疑がありました。

これに対して、1月末に移転の予定と聞いております。工事を発注するに当たり、図書室改修工事と長寿命化工事は切り離しにくいところがあり、経費についても、工事を合算して行ったほうが効率的で経済的と考えますので、本予算を認めていただいた際に、できるだけ合算して工事を発注し、契約につきましては、3月定例会で諮らせていただきたい。工事は、繰越しを行いオープンは来年度に行いたいと考えております。標準工期として4か月ほどかかると聞いているので、図書室の事業も長寿命化事業についても来年繰越しし、工事を行いたい。繰越明許費については限度額の設定となっているので、今年度に予算を執行することも可能です。まず設計に入り、設計が出来上がってくるのが1月末と考えており、その後、建設課で設計の後、1か月ほどで公告・入札などに時間を要し、議会にお諮りさせていただきたい。施設の管理は条例改正なども行い、来年度から生涯学習課で管理することになると、考えておりますという答弁がありました。

また、次に、図書館は今年度の予定で考えていると思うが、利用数など実態はどのようになって、どのような対応を考えているのか。本離れが多い中、図書館の役割は大変大きいと思うが、ぜひ迷惑のかからないよう事業の推進をするべきだと思うという質疑に対して、主には、学生の方や一般の方に利用いただいております。令和元年度は、海山地区で児童図書室と合わせて、9,274冊の借り上げと、入館者数では5,525人の利用がありました。紀伊長島図書室は1万417人利用されており、海山地区では4,892人少ないという状況です。老人福祉センターは立地条件も良いので利用促進を図っていききたい。現在は、児童図書室において、海山図書室の新刊コーナーを設け、海山図書室の一般図書の新刊・準新刊を借りられるように整備しています。期間をしっかりと確認させていただき、無駄のないようなスケジュールで考えていききたいと思いますという答弁がありました。

さらに、社会教育施設長寿命化事業は、教育施設がたくさんあると思うが、今回は初めてなのか。これからも長寿命事業は予定がありますかという質疑があり、これまで、各施設の屋上防水工事や、維持管理工事をそれぞれ行ってきましたが、長寿命化事業として行うのは今回が初めてです、という答弁があり、続いて、公民館や会館についても老朽化しているので対応はどうされますかという質疑がありました。

今後も、公民館などの音響設備や照明設備なども老朽化しており、指摘も受けていますので、財政状況を踏まえ計画的に検討させていただきたいと思っています。町全体の予算の考え方もあるのでスケジュールが決まったものではありませんという答弁がありました。

さらに、図書室を移す時の調査不足だと思う部分もあるが、今後長寿命化工事を行うときには調査をしっかり行った上で計画を立てていただきたいという質疑もあり、調査をできていなかったこともあろうかと思いますが、以後、予算計上時に調査をしっかり行っていききたいと思いますという答弁がありました。

以上のとおり、生涯学習課所管分についての質疑を終了いたしました。

これで、本委員会所管分の質疑を全て終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第83号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

税制改正による電算事務委託料ですが、改修内容について具体的な説明をという質疑があり、本会議で税務課長が説明を行った地方税法の改正に伴う改修になります。給与所得控除額と年金所得控除額が10万円下がることに伴い、基礎控除額を10万円上げることに対応するためのシステム改修ですという答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第84号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

一般管理費の中の、報酬の会計年度任用職員時間外勤務報酬が128万6,000円となっているが、詳細はという質疑があり、会計年度任用職員の勤務時間は、職員より15分短く17時までとなっている。老人赤羽寮の会計年度任用職員は、17時から夕食の準備の時間外勤務があり、時間外勤務報酬を計上しております。詳細は時間給1,030円、1,248時間です、との答弁でした。1,248時間は、いつからいつまでの時期の時間外勤務報酬なのかという質疑もあり、来年3月末までの時間外手当の見込みです。毎日夕食に準備に時間がかかることになるので、それくらい必要になりますという答弁がありました。

以上の質疑はなく、質疑を終了しました。討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第85号 令和2年紀北町水道事業会計補正予算についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました6案件についての審査の経過と結果報告を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

瀧本攻議長

ここで、10時40分まで休憩を取ります。

(午前 10時 23分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

続きまして、さきの9月議会定例会において、継続審査となっておりました令和元年度紀北町一般会計歳入歳出の決算ほか認定4件について、決算委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 原隆伸君。

原隆伸決算特別委員長

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

令和2年9月議会定例会において、決算特別委員会に付託されました、令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計の決算認定案件については、去る10月22日、23日に審査を行いました。

審査に際しては、6人の委員で、両日とも、約18時頃まで熱心に審査をいたしました。また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

認定1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

まず、議会事務局所管分についてでございます。

議会事務局の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、委託料の不用額が61万4,782円ありますが、説明をお願いしますという質疑に対して、局長より、不用額の主なものは、会議録調製委託料です。要因は、時間当たり1万円の見積りであったものが、入札によって8,200円に下がったことと、会議時間の見積りが

100時間であったものが、実績で7割程度の時間で済み、その部分で50万円残っていますとの答弁でございました。

また、委員より、負担金補助及び交付金の不用額の原因と政務活動費の請求状況についてお聞きします。交際費の支出は区民祭への御神酒ということでしたが、招待通知のあった部分だけなのかお伺いしますとの質疑に対して、補助金の不用額は、政務活動費の残額で3人の方が未請求となっています。本来であれば昨年度の3月補正で予算を減額するべきだったと思いますので、今後は請求のなかった部分に関しては、補正予算で減額して残さないような方法も考えていきたいと思います。交際費は、通知のあった部分に対して支出していますという答弁でございました。

以上のとおり、議会事務局所管分について質疑を終了しました。

次に、総務課所管分についてでございます。

総務課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、顧問弁護士委託料について、料金と委託内容について説明をしてくださいという質疑に対して、課長より、顧問弁護士料は年間49万500円で、各課から弁護士に相談する案件があれば、直接、楠井法律事務所へ連絡し相談していく方法をとっています。年度末に各課から相談内容の概要を報告していただいていますという答弁でございました。

また、相談内容は年度末に報告があるのであれば、その内容を説明していただきたいという質疑に対して、令和元年度に相談した実績は、8件です。1案件当たり2回相談しているところもありますとの答弁でございました。

また、契約方法はどうか。入札されているのですか、との質疑に対して、契約している顧問弁護士は、三重県町村会が契約している弁護士でもあり、長年にわたり町と契約をしている弁護士なので、紀北町のことに精通していることから、随意契約で継続をお願いしていますとの答弁でございました。

また、顧問弁護士料は他と比較して妥当な金額なのでしょうか、との質疑に対して、一般的な弁護士への相談料は1時間当たり1万円程度と伺っていますので、他団体との比較は行っていませんが、特に高額だという認識はありませんという答弁でございました。

委員から、一般管理費、第18節備品購入費で、説明の中にありました公用車の購入について、1台の購入でしたか。また、車種、購入方法、入札方法とその結果について教えてください、との質疑に対して、車種については、トヨタのヴォクシーで、一般競争入札によって、3者からの入札の結果で購入したものです。なお、落札価格は税込310万円です。

また、購入された公用車は、ハイブリッド車ですか。また、入札の方法は、値引き率での入札ですか、との質疑に対して、ハイブリッド車です。また、入札方法は、一般競争入札で行い、値引き率で決定していますとの答弁でございました。

また、文書広報費、第14節使用料及び賃借料について、高速プリンターなど使用料が133万3,000円で、平成30年度も同額、保守委託料が18万2,000円で平成30年度は18万1,000円となっていますが、これはどれだけ使っても同一の金額で、リースと捉えればよいのですか。コピーカウンター料金は消耗品649万8,000円に含まれていると考えればよいのですか。平成30年度決算が684万7,000円なので、意識して費用の削減に取り組まれているのですかという質疑に対して、高速カラー印刷機は5年間の債務負担行為により対応しているので、契約後は毎年ほぼ同額で支払いをします。消耗品は使用したコピー用紙の枚数によって金額の変動はありますが、債務負担行為による契約の支出は毎年ほぼ同額です。庁舎内の複合機については、庁舎全体のコピーの使用実績によるため、その年によって決算額に違いが生じます、との答弁でございました。

また、契約額以外の消耗品として発生するものについては、コピー料金等消耗品ほかに含まれるという認識でいいですか、との質疑に対して、そのとおりです、との答弁でございました。

また、コピー料金など消耗品ほかの金額が下がっているということは、紙の削減に現在でも意識して取り組んでいる結果ということですか、という質疑に対して、各課において経費節減の努力はしているので、その結果も反映されているものと思われまますという答弁でございました。

また、委員から、時間外勤務手当の実態を教えてください。旅費が予算現額の約半分が不用額になっているため、その理由を説明してください、との質疑に対し、時間外勤務手当については、一般会計に含まれる全職員の手当額として、2,617万7,828円が支払われています。また、選挙や災害対応など、特別な事業のものは除かれています。旅費の不用額は、町長、副町長などの出張旅費の実績額ですとの答弁でございました。

また、選挙における備品購入費について、投票用紙計数機が購入されていますが、これらは紀北町の選挙で使用できる備品となるのですか。委託料の契約について、それぞれ入札しているのか実態を説明してください。具体的に電算事務委託料はどのような業務を委託するものですか。選挙時の時間外手当は、管理職の職員も支給されるのですかという質疑に対し、町の持ち物として他の選挙でも使用できます。電算事務委託料については、選挙時の名簿の

作成や異動情報の更新、投票所入場券の作成を委託するもので、住民総合システムの情報を使用するため、その会社と随意契約して業務を委託しています。ポスター掲示場設置業務については、指名競争入札で町内業者に委託しています。管理職については、一定の条件により管理職員特別勤務手当が支給されますので、それで対応しています、との答弁でした。

委員から、管理職の職員は時間外勤務手当が支給されないのですか。という質疑があり、管理職の職員は管理職手当が支給され、時間外勤務手当は支給されませんという答弁でございました。

また、時間外勤務手当の予算編成時の割合はどうかという質疑に対し、当初予算では4.5%で予算計上していますという答弁でございました。

以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分についてでございます。

財政課の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、普通交付税が増額となっていますがその要因を教えてくださいとの質疑があり、主な要因は、地方交付税に算入される公債費の増額になります。特に、交付税会計の臨時財政対策債の借入れを毎年行っていますが、こちらの償還に対する交付税算入率は100%となっていることから毎年度公債費の算入が増加していますとの答弁でございました。

また、普通交付税が一本算定になるのはいつからですかという質疑があり、課長から、令和3年度から一本算定になりますという答弁でございました。

また、有価証券について、運用期間は何年ですか。今回債券を購入したとのことですが、どのような債券を購入していますか、また、売却収入はありますかという質疑に対して、有価証券については、平成23年度から有価証券による運用を行っており、国債と三重県債を購入しています。元本割れもなく、償還期間は10年で期限を迎えると元金が支払われ、期間中はそれぞれの利率に応じた利子を運用益としており、令和元年度の国債と三重県債の運用益の収入は788万700円でした。売却などを行う有価証券はありませんとの答弁でございました。

また、地方特例交付金が、かなり増えています。環境性能割の減収補填がなされたと思いますが、他に増加の要因があれば教えてくださいとの質疑に対し、地方特例交付金の増額要因ですが、令和元年度から自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減税収入補填特例交付金が創設されています。消費税率引上げによる需要の平準化に伴う自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収分を地方特例交付金として交付されています。また、幼児教育無償化の実施に要する経費について、令和元年度に限り、

子ども・子育て支援臨時交付金が交付されており、こちらも増加の要因となっています。令和2年度からは地方交付税に算入されることとなっていますとの答弁でございました。

また、「紀北町の財政状況」によると、実質単年度収支の赤字額が増加傾向にあります。財政課としてどのようにお考えか聞かせてくださいとの質疑に対し、毎年、当初予算編成作業に入る前に説明会を行っています。その際に、自主財源が大変厳しく、毎年当初予算の編成時には多額の財政調整基金を取り崩しているといった町の財政状況について職員に周知し、町として真に必要な事業を0から見直すよう依頼していますという答弁でございました。

また、繰上償還の計画について聞かせてくださいという質疑に対し、現在の紀北町の地方債残高のうち、交付税算入率の高い臨時財政対策債、過疎対策事業債、合併特例事業債が多くを占めており、元利償還金の約8割が普通交付税に算入される見込みとなっていること、繰上償還することによって違約金が発生することなどから繰上償還の計画はありません。以前に政府から高利率の地方債について補償金免除での繰上償還が認められた際には、利率の高い借入分の繰上償還を行い後年度の財政負担の軽減を図りましたという答弁でございました。

また、自主財源を増やす努力について聞かせてください、との質疑に対し、財政課が中心となり各課で再度見直しを行い、1円でも多く自主財源を確保するよう努めますとの答弁でございました。

また、事業評価はどのようにされていますか、という質疑に対し、事業評価については特に行っていませんが、当初予算要求時には各課において事業の再度の精査を行い、予算ヒアリングに際して事業の重要性なども含めて担当課から説明があり、それに基づいて全体の事業の精査を行っていますとの答弁でございました。

委員より、地方消費税交付金について、消費税を増税したにも関わらず減少しています。理由を教えてください。公用車の燃料費は入札しているのか、修繕料はどのような修理が多いのかなど実態と基金の運用利子について、どのような運用を行っているか教えてくださいとの質疑に対して、地方消費税交付金について、令和元年度交付額は2億8,411万1,000円で、昨年度と比較して700万円ほどの減収となっています。地方消費税交付金ですが、国から県に交付された地方消費税の2分の1が市町に交付されることとなっています。交付基準については、国勢調査の人口及び経済センサスの従業者数によって按分されています。減収につきましては、国の地方消費税の収入が減少したためと考えられます。公用車の修繕料については、車検時の修繕が主なものとなっています。また、公用車の燃料については入札を行っ

ていませんが、給油は町内のガソリンスタンドで行っています。基金の運用収入については、債券の運用によるものが788万700円、定期預金運用によるものが70万4,458円、合わせて858万5,158円となります。

また、燃料費について、入札は行っていないとのことでしたが、町内であればどこでもよいということですか。主要事業の成果では車検費用と車両修理が別に表示されていますが、修繕料の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、給油については、町内であれば特に指定せず、必要な際に給油できることにしています。修理代につきましては、合計で194万3,007円、そのうち一般修繕が18万3,000円、車検時の修繕が残り約176万円となっていますという答弁でございました。

また、企画費のうちのふるさと寄附について、経費が約5,500万円で歳入が約9,000万円ということでしたので、寄附としては3,500万円しかないのかなという思いがあるのですが、そのような計算でよろしいですか。監査委員の意見書には令和元年度の地場産品基準の見直しにより減額との記載がありますが、紀北町はあまり影響がないと思っていたので具体的な内容を説明してくださいという質疑に対して、ふるさと寄附の実際の収入については、収入額から事業費を控除した金額になります。制度改正の影響は、町内に取扱店があることから松阪牛を返礼品として提供していましたが、制度改正により返礼品として提供できないことになり、前年度の松阪牛に係る分と同程度の額が減収となりましたとの答弁でございました。

また、松阪牛に代わる返礼品は考えられましたかとの質疑に対し、新しい返礼品については、毎年度町内の業者から募集しており、審査を通過したものを返礼品としています。審査に当たっては、紀北町の返礼品としての魅力などをプレゼンテーションしていただきます。また、令和元年度には、ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクの方を講師に、返礼品提供業者を対象とした商品のPR方法などの勉強会を2回開催するなど、少しでも多くの寄附を頂けるよう努力していますとの答弁でございました。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、出納室所管分についてでございます。

出納室の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、需用費の不用額について、お伺いします、との質疑に対して、不用額については、需用費で25万5,768円ですが、まず封筒などの入札に関して、予算額が82万円で、入札により、47万7,400円となり、34万2,600円の入札差金が出ました。ただし、封筒などの入札については、毎年同じ枚数を購入しているわけではなく、在庫管理をしながら、予算の中で

運用し、足りなくなった分だけを追加発注することもありますとの答弁でございました。

以上のとおり、出納室所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分についてでございます。

企画課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、地方バス運行対策事業ですが、その他収入の6万6,000円は何ですかという質疑に対し、新公共交通システム実証事業の運賃収入ですとの答弁でございました。

また、河合線やいこかバスの委託料がありますが、それらの運賃はどのようになっていますかとの質疑に対し、河合線やいこかバスの運賃は、委託先である三重交通へ入ります。運行に必要な経費から運賃等の収入を差し引いた分を、委託料として町が支払いをしますとの答弁でございました。

また、特に河合線については、年々委託料が増えていると思いますがいかがですかという質疑に対し、河合線の利用人数については、平成25年度の年間利用人数は5,783人、令和元年度は3,571人と年々減少しています。三重交通への委託料の考え方としては、収入が不足する分を委託料として支払いしますので、年々増加しています、との答弁でございました。

委員から、地域間生活路線確保維持費補助金ですが、これは南に向かうバスの運行に対する補助金ですが、経費の全体像を説明してくださいという質疑に対し、地域間生活路線確保維持費補助金で605万1,000円ですが、これは島勝線と尾鷲長島線の2路線に対する補助金です。市町からの補助金は距離に応じて尾鷲市と按分して支出しています。島勝線は24km、尾鷲長島線については30kmのキロ程です。全体の経常経費としては、島勝線としては約3,600万円、尾鷲長島線については約5,300万円で、合わせて約8,900万円がこの路線を維持していくために必要な経費です。経常収益としては約3,000万円ほどです。経常経費から経常収益を引いた額が欠損額ですが、約5,900万円ほどになります。この欠損額の約2分の1ほどに対して補助金が出ています。そのうち国県が約2分の1、残りを市町が距離で按分して補助しています。欠損額の残り約2分の1については、三重交通に負担していただいています、との答弁でした。

また、住宅リフォーム補助金についてですが、53件で500万円という決算額ですが、どのような工事に使ったか分類していると思いますが、内容と経済効果について教えてくださいという質疑に対し、令和元年度では500万円の補助金を交付しており、工事としては3,000万円ほどの金額を実施していただいていることから考えると、経済効果としては非常に大きいと認識しています。どのような工事に補助しているかということですが、屋根や外壁などで

約40%、建具や畳などで約30%の方が利用されています。また、年代では50代が24.5%、60代で28.3%、70代以上で39.6%となっています。今回この補助金がリフォーム工事のきっかけになったかということが大切ですが、58.5%の方がきっかけになったと答えられていますので、非常に効果が大きいと考えていますという答弁でございました。

また、室内用エアコンなどは、高齢者の熱中症対策や、コロナ禍のウィズコロナの考え方の下、設置が大切だと思いますが、議員から提案のあった品目のリフォーム補助金への導入はどのように考えていますかとの質疑に対し、エアコンをリフォーム補助金の対象にするかについては、他市町の事例も研究していますが、実際にエアコンを対象にしているところは非常に少ないという状況です。町としては、エアコンはそれ単独で補助金を検討する必要があるのではなかと考えていますという答弁でございました。

委員から、CATV行政放送事業ですが、前回の決算から全体的に金額が上がっていると思いますが、原因や理由はありますか。また、行政放送の効果ですが、毎年これだけの金額を使って放送していますが、ケーブルテレビ事業者に委託せず職員で実施した場合はどうなのか検証したことはありますかという質疑に対し、金額が上がっていることについては、特に内容等を変更したところはありませんので、消費税やその他細かい経費の積み重ねによるものです。行政放送の効果については、いろいろな行政の情報や議会放送など、町民の知る権利を保護する意味からも効果があると考えていますので、今後も引き続き実施していきたいと考えています。次に、事業を業者に委託するか職員で実施するかについては、事業開始当時の東紀州地域電子回廊構想において、行政でスタジオを持って職員が運営する場合と、CATV事業者に委託した場合について議論しました。実際にスタジオを持って運営している自治体もありますが、当町のような規模の自治体でスタジオを持って運営することは費用対効果からも厳しいということで、CATV事業者に委託することになったと記憶していますとの答弁でございました。

また、地域おこし協力隊ですが、令和元年度で2名の方が3年の任期を終えられ、起業をされて町民として町内に残っていただいています。その方々の起業・継業支援補助金200万円についてですが、内容的にどのような事業内容でも大丈夫なのか、ある程度ハードルがあってそれをクリアしないといけないのか、また起業後の活動についてお聞きしますという質疑があり、地域おこし協力隊受入事業ですが、1名は移住定住の協力隊として、平成28年10月1日から令和元年9月30日まで企画課に在籍していただきました。ふるさと納税の協力隊については、平成28年12月1日から令和元年11月30日まで財政課に在籍していただきました

ので、その2名の活動に係る経費です。起業・継業支援補助金については、紀北町独自の補助金ではなく全国的に実施している補助金となります。任期满了の1年前から1年後までの間で、起業することを条件に上限100万円を支援しています。本町の2名どちらも起業に取り組んでいただき、移住定住の協力隊の方については、地域の産品を売り出すための仕掛けを考えていく事業に取り組まれ、いろいろと努力されています。ふるさと納税の協力隊については、非常にコンピューターに詳しいのでIT系企業を起こされました。現在、教育委員会などのコンピュータスクールの講師やITを活用した仕掛けをいろいろと考えていらっしゃいます。また、企画課で取り組んでいる地域情報化計画の策定委員にもなっており、専門家の立場からアドバイスをいただくなど、今後も活躍していただけると期待しています。町としても、今後もいろいろな事業を展開する中で、連携して事業を進めていきたいと考えていますという答弁でございました。

また、学校も今後GIGAスクールやプログラミングの授業などが増えてきますので、しっかり活躍していただければ100万円の予算が生きてくると思います。この補助金や活動経費の財源は一般財源になっていますが、国の事業であっても一般財源だけですかという質疑に対し、地域おこし協力隊の活動については、特別交付税が措置されています。特別交付税は科目上一般財源扱いになりますので、補助金などでは計上されていません。実際には、活動に要する経費として1人当たり400万円を上限、起業補助金として100万円を上限に特別交付税で措置されますという答弁でございました。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、税務課所管分についてでございます。

税務課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、町税は予算額に対して調定額が多いのはなぜでしょうかという質疑に対し、予算の見積りの段階で過去の平均、人口減少率を考慮してまず暫定の額を算出し、それに徴収率を掛けて算出します。徴収率は90から95%を見込んでいますので、予算計上はこのような数字になります。一方、調定額は100%の数字ですので、これで予算計上してしまうと歳入が足りない状態になりますとの答弁でございます。

また、徴収率を上げる方法はこういった工夫をしていますか。また、法人の徴収率は対前年で下がっていて、固定資産税などは上がっています。この理由はありますかとの質疑に対し、まずは納期内の納付や口座振替の推進を行っています。納付がない方に対しては督促状を送り、それでも納付されない場合は催告書を送ります。その後は差押えなどを行います。

また、三重地方税管理回収機構への移管もしています。年々事務改善を行っており、効率化を図っています。例えば財産調査であれば、以前は少ししかできていなかったものを幅広い滞納者に対して調査を行うことができるようになり、また、それに対して差押えなどを行っていくこともできるようになっています。徴収率が下がっている部分につきましては新型コロナウイルスの影響は多少あると思われま。2月から騒がれ始め、4月には緊急事態宣言も発出されました。年度末は徴収にとって大事な時期で、納付する側にも影響があったと思いますし、徴収にとっては滞納処分等を控えなければならなかったため、徴収率に影響が出ていると思います。固定資産税が上がった要因は近年新築家屋が増えていることや、ソーラーパネルなどの償却資産が増えたことが要因だと思われま。

また、たばこ税が上がっている要因は何でしょうかとの質疑に対し、消費の本数は下がっていますが、令和元年10月にたばこ税が上がったので、税収は上がりましたとの答弁でございました。

委員から、就業人口の減少に伴い、納税者数が減ってきていると思います。実際ここ何年間で変化はあるのでしょうかという質疑に対し、納税者数は年々減っていて、例えば平成30年度から令和元年度は30人ほど減っている状況ですとの答弁でございました。

また、不納欠損の内訳は何件でしょうか。また、預金調査の件数が増えたとのことですが、どのようになっているのですか、との質疑に対し、不納欠損は333件です。預金調査については、今までは滞納額の多い順に何十件か調査を行っていました。全てというわけにはいかないのですが、今は何百件単位で調査をかけている状況ですという答弁でございました。

また、不納欠損の333件は現年分も滞納繰越分も含めてでしょうか。また、三重地方税管理回収機構への負担金は282万1,000円となっていますが、移管した部分の徴収の実績はどうでしたかとの質疑に対し、現年分も滞納繰越分も含めてのものです。徴収実績は312万2,042円ですという答弁でございました。

委員より、固定資産税の国有資産など所在市町村交付金は予算額と調定額に差がありますが、理由は何でしょうか。また内容はこういったものなのでしょうかという質疑に対し、県の見直しなどにより指定されていたものが一部解除されたりして金額が変更となりました。その内容は、国や県が所有する固定資産のうち使用の実態が民間所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金です。例えば国が所有している建物として東長島、中州に農林水産省の事務所があり、それに対して固定資産税に代わり交付金が入ってきますという答弁でございま

した。

委員より、高額滞納者はどれくらいですかという質疑に対し、高額滞納の額については、50万円以上が約10人、10万円以上49万9,999円までが約150人、10万円以下が約1,200人で、合計約1,360人です。額面で最も大きいものとしては約270万円ですという答弁でございました。

また、新型コロナウイルスの関係で徴収の猶予、延滞金の減免などはあるのでしょうかという質疑に対し、新型コロナウイルスによる減免制度は今のところありません。猶予に関しては5月の臨時会で説明したところですが、令和2年2月から令和3年1月までの納期分に対しての猶予制度がありますという答弁でございました。

また、猶予された分は収入未済額となるのですかという質疑に対し、次年度決算時の収入未済額に含まれますという答弁でございました。

債権の管理台帳はありますか。また、それは税務課だけのものですかという質疑に対し、税のシステム内で管理しています。経過などもそこに随時記録していますという答弁でございました。台帳は基本的に税務課だけのものだという答弁でございました。

また、重複の債権がある方も多いので、他の課との連携が必要だと思いますが、どのようにしていますかという質疑に対し、システムの中では共有はしていませんが、特には国民健康保険との関係が大きいので、これからも情報交換などを増やしていきたいと考えていますという答弁でございました。

委員から、軽自動車税の関係で昨年度に聞いたもので、38件が車検切れで課税が続いている状態と把握していましたが、これに対して令和元年度はどのように対処したのかお聞きしますという質疑に対し、令和元年度では5件が課税保留となっていますとの答弁でございました。

また、2年に1回車検があるものなので、滞納して車検が来たら2年に1回払うという流れがあり、その納付もされない場合は車検切れで課税が続いている状態になると思います。残りの33件についてはどのように対処したのか教えてくださいとの質疑に対し、そのような案件については、現地調査や通知を行っております。自動車がなく、本人とも連絡がとれない場合は課税保留となる場合がありますとの答弁でございました。

また、ナンバーが付いたまま放ってあると、どんどん滞納が増えていくので、できるだけ処理してほしいと思いますとの質疑に対し、課税保留については、すぐにできない案件もありますので、引き続き調査や通知を行っていきますとの答弁でございました。

また、次に主要事業の成果の税務一般事務事業で、平成30年度に対して令和元年度では、需用費、役務費、負担金は減っていますが、委託料はかなり増えています。増えた部分と減った部分の説明をお願いしますという質疑に対し、主要事業の成果について、令和元年度の委託料は固定資産税の3年に一度の評価替えがありましたので、大幅に増えています。需用費、役務費、負担金などの比較についてですが、令和元年度については、備品購入がなかったことと、需用費の精査によるもので下がっていると考えます。さらに、当初予算から見て決算については、需用費や役務費の精査によるものと考えますという答弁でございました。

以上のとおり、税務課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、住民課所管分についてでございます。

住民課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、子ども医療費の対象者は減っているのに、ひとり親家庭などの対象者は増えているように思います。実態はどうなのでしょうかとこの質疑に対し、子ども医療の助成額は、約100万円減っています。ひとり親家庭など医療の助成額は、約20万円増えています。助成件数は500件ほど減少していますという答弁でございました。

また、ひとり親家庭などへの現物給付の助成範囲は、子ども医療費や三重県の助成範囲と同じですかという質疑に対し、同じですとの答弁でございました。

また、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付に関する決算額の説明がありましたが、郵送料が計上されています。何を郵送したのでしょうか。また、コンビニ交付が開始されてからの利用件数を教えてくださいという質疑に対し、郵送料は、町内に本籍があり、町外に住所がある方に対してコンビニ交付開始の通知を6,296件送付した費用です。交付を開始した令和2年1月29日から3月31日までの利用は63件でしたという答弁でございました。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分についてでございます。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、主要事業の成果、地域保健共通事業の中に、救急医療体制事業負担金など2,771万1,000円があったと思いますが、尾鷲総合病院などに対しての負担金だと思いますが、その内訳を教えてくださいとの質疑に対して、救急医療体制事業負担金1,752万9,000円、旧医療システム事業負担金15万2,000円、尾鷲地区救急医療対策協議会負担金3万円、それと回生病院に交付しております公的病院など運営補助金1,000万円などですとの答弁でございました。

また、救急医療のための財源だと認識していたのですが、その認識で間違いはないか確認しますという質疑に対し、救急医療体制を整えるために必要な人件費だと認識していますという答弁でございました。

また、現状では救急医療体制を整えるために財源が足りないということで紀北町としても補助していると思っているのですが、担当課として、各病院の決算などは把握されていますかという質疑に対し、尾鷲総合病院に対しましては、尾鷲市と一緒に補助金を負担しております、実績報告という形で、現状を報告してもらっていますとの答弁でございました。

委員から、主要事業の成果、地域支援事業（介護予防）2,333万2,000円の財源は、全て広域連合からの受託事業で間違いはないですかという質疑に対し、そのとおりですとの答弁でございました。

委員から、総合事業ということは、介護認定で要支援と判定された方を対象にサービスを行うため市町に委託された経費だと思いますが、ちょい減らし+10がその中に入っているということは、一般の方が事業に参加できないということですかという質疑に対し、ちょい減らし+10は総合事業の中の一般介護予防事業として行っているのです、一般の方も参加可能ですという答弁でございました。

委員から、主要事業の成果、子育て支援センター設置事業1,701万7,000円について、国・県支出金などが主な財源で、一般財源として180万円程度支出されておりますが、それぞれのセンターには利用人数に対して補助していますかという質疑に対し、広場型で、開所日数が5日型が2か所、3～4日型が1か所あり、それぞれのセンターの開所日数によって補助金を算定していますとの答弁でございました。

また、主要事業の成果、がん検診事業について、数年前に国からの補助金は廃止されたこと記憶しておりますが、40歳以上の方などに配られる検診クーポンの財源は、全て一般財源ということではなかったですかという質疑に対し、そのとおりですという答弁でございました。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分についてでございます。

環境管理課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、クリーンセンター改修に関して、苦労した点などを教えてください。また、この改修工事を行って耐用年数はどのくらいになりましたかとの質疑に対し、今回の改修工事では、不足していた尿の処理能力を27k1から35k1に引き上げることを主な目的としており、施設を稼働させながらの改修なので、長い期間をかけて計画どおりのスケジュールで正確に

施工する必要がありました。また、今回の改修により、大規模改修の必要がなく20年程度は稼働できると考えていますとの答弁でございました。

また、し尿処理費の需用費と委託料の不用額が高額になっている要因を教えてくださいとの質疑に対し、改修工事を行った結果、汚泥の処理方法などが変わったことにより、想定よりも光熱水費や委託料が減った結果ですという答弁でございました。

また、塵芥処理費の修繕料は、定期的に交換などが必要なものですかという質疑に対し、紀伊長島リサイクルセンターについては長期間電気系統の改修や交換が行われておらず、それらを更新するなど高額化したなどの要因がありましたが、特殊な要因を除き、耐用年数などにより定期的に交換が必要なものがありますという答弁でございました。

また、修繕によってどのくらい施設の長寿命化が図られますかという質疑に対し、この修繕を行うことにより、現状では必要と考えられる大規模な修繕がなく、事故や不測の事態などが起きたときに大きな修繕が必要になってくるものと考えています。施設の寿命については明確な回答ができませんという答弁でございました。

また、ごみ減量化に向けて令和元年度で行った施策はありますかという質疑に対し、ごみ減量に影響があるごみ分別などについては特別な取組みは実施していません。町のごみ分別方式は他の先進的な自治体とも大きな差異がなく、ペットボトルや新聞など資源ごみの回収も続けていきます。町としては今後どのくらい精度を上げていくのが課題だと考えていますという答弁でございました。

委員から、クリーンセンターを改修したことにより変わったことの詳細を教えてくださいとの質疑に対して、従来は町内で発生するし尿・汚泥の量に対し処理能力が不足していたものが解消されました。さらに、ランニングコストの削減できる機器に更新しましたので、効果は令和2年度の決算でお示しできるものと考えています。また場内から発生している脱水汚泥については、民間事業者に委託して堆肥化をしておりますが、脱水能力の向上で助燃剤としても使用することが可能となっていますとの答弁でございました。

委員から、浄化槽設置補助金について、令和元年度は64基とのことですが、前年度よりも増えていますか。その場合新規が多かったのですか。新設と転換の設置状況割合はどうですかという質疑に対して、過去5年間は30から40数基で推移していましたので、令和元年度は増加しているように見えますが、これは城ノ浜地区の別荘などで従来の集合式の浄化槽が廃止され、個別に浄化槽を設置することになった事が主な要因です。新設と転換の割合は転換1に対して新設2から3の割合ですという答弁でございました。

また、合併浄化槽を設置していない件数の把握はしていますかとの質疑に対し、合併処理浄化槽の人口普及率については約36%です。浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があり、単独処理浄化槽では生活雑排水などは処理されずに、河川や側溝に放流されていくことから、町としてはより環境に優しい合併処理浄化槽の普及を促進しています。今後もいかに普及させるかを思案していきたいと考えていますとの答弁でございました。

また、ごみ収集業務委託は2者に委託されていると思いますが、その入札サイクルはどのくらいですかとの質疑に対し、ごみ収集業務委託の入札サイクルは2年に1度で、まず1年目に1年間の契約を締結し、問題等がなければもう1年契約を延長するという形式ですという答弁でございました。

また、ごみ収集業務委託の契約額の内訳を教えてくださいという質疑に対し、紀伊長島地区が3,161万円で、海山地区が3,106万5,000円、いずれも税込みです。事業費についてはごみ回収の程度などにより設計しますので、地区ごとで同額ではありませんという答弁でございました。

紀伊長島不燃物処理場の浸出水処理改修によってどのような効果が見込めますか。何らかの不具合があったのですかという質疑に対し、浸出水は施設から漏れ出した異常な事態が発生したものではなく、場内から1か所に集まった水を、薬品などを投じて無害化する設備を更新し、施設の無人化に合わせて自動化を進めたものですとの答弁でございました。

委員から、塵芥処理費の委託料約1億6,900万円には、リサイクルセンターのRDF処理料が含まれていると思いますが、どの程度ですかという質疑に対し、RDFを処理する上で必要な運搬費や処理費が約6,150万円で、それ以外は他の事業委託費となっていますとの答弁でございました。

また、RDFの処理委託料は値上がりしていますかという質疑に対し、RDFの処理をしていただける業者は、実質県内で1社しかありませんが、発電所に持込みをしていた時よりも処理単価は安価となっていますとの答弁でございました。

以上で、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

瀧本攻議長

途中でございますが、1時まで休憩といたします。

(午前 11時 46分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

決算特別委員長 原隆伸君。

原隆伸決算特別委員長

午前中に引き続きまして、決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

農林水産課所管分についてでございます。

農林水産課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、森林環境譲与税の国の経営管理法に基づいた支出の分と東長島スポーツ公園の舞台下工事などに充てられていると思いますが、それらを除いた591万6,000円が基金に積み立てられていますか。それをまず確認させてくださいという質疑に対し、森林環境譲与税につきましては、2,171万7,000円を歳入で受けております。そこから令和元年度の実施としては、経営管理の境界確認や面積測量など林業に財源充当し、また農林水産課以外の課で実施した工事にも該当するものについては充当していると思います。残金については、令和2年度に基金に積み立てていますとの答弁でございました。

また、決算に係る主要な事業の成果及び予算執行の実績報告書の漁業振興対策事業、漁業共済赤潮特約補助金110万2,000円は、国と県が協調し、漁業者負担を0にする制度ではなかったかと思いますが、それが一般財源となっておりますので、その点についてお答えくださいという質疑に対し、漁業共済赤潮特約補助金につきましては、漁業者の負担金は0となっております。これにつきましては、赤潮の発生は漁業者個人の責任ではないという考え方とされます。そこで国が3分の2、県が9分の2、市町村が9分の1を負担しております。赤潮特約は三重県の漁業共済組合から9分の1の請求が町になされ、支払いをしております。実質、漁業者の負担は0になっておりますとの答弁でございました。

また、補助金の制度が創設されてから、市町の負担は変わらず9分の1となっておりますか

との質疑に対し、変わっていませんとの答弁でございました。

委員から、決算に係る主要な事業の成果及び予算執行の実績報告書、みえ森と緑の県民税市町交付金事業に要した経費の中の1番、自治会が実施した人家裏危険木伐採費用の90%補助に要した経費ですが、10自治会で危険木伐採本数253本と記載されております。実績では10自治会となっておりますが、要望のあったところは全て対応できましたかとの質疑に対し、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の中の人家裏危険木の伐採費用の補助は、自治会からの要望を受けて実施するものであり、要望のあった自治会全ては実施できていません。一部は令和2年度で実施するものもあります。また、人家の所有者と山の所有者が同一であると補助の対象とならない場合もありますので、補助対象の要件も調査させていただいた上で、補助事業を実施していますとの答弁でございました。

委員から、森林経営管理推進事業の中の境界及び面積調査業務のうち、三浦と馬越地区が事業実施地区だと記憶しています。まずは、境界の分かりやすい町有林から実施するということが事業の実施の趣旨であったはずですが、令和元年度の事業の実施内容をお教えてくださいとの質疑に対し、事業の実施個所は2地区です。箇所は三浦地区と馬越地区です。公図及び森林簿を参考にしながら事業を実施してまいりました。業務は森林組合に委託しております。中には、所有者を特定することが困難であったところもあると伺っておりますとの答弁でございました。

また、事業の最終的な形はどのようなものか、例えば蓄積した測量データを活用してIT化を行い立体図等の成果として残すということまで考えているのでしょうかとの質疑に対し、今後、町内全域にわたって、複数年でこの事業を実施していきたいと考えております。また、今回の調査の結果についても森林GISなどに反映させて、最新の情報に置き換えていきたいと考えておりますとの答弁でございました。

委員から、賃金のことをお伺いします。農業総務費の中の恐らく嘱託職員の賃金だと思いますが、少し安いと思います。それから、農地費の中の農村見守り支援委員2名の賃金としてですが、仕事の内容を教えてください。あと、町有林造成費の中の賃金となっておりますが、その業務内容をお教えてくださいとの質疑に対し、農業総務費の中の176万6,806円につきまして、農林水産課の事務補助員の賃金です。賃金が安いのではないかとご指摘がありましたが、この方は4月採用であり、6月の賞与が満額ではないことが原因ではないかと考えられます。賃金の形態は月額です。農地費の中の賃金316万1,345円については農村見守り支援員2名の賃金です。賃金の形態は日額であり、業務の内容は、地域の見守りが主な業務

であり、営農集落近辺に出没するイノシシ、シカ、サル等の鳥獣の追い払いなどに従事しています。町有林造成費の中の賃金1,357万2,675円については、造林技術補助員1名と町有林作業員3名分の賃金であり、賃金形態は日額です。業務内容については、町有林作業委員の場合は町有林の管理であり、具体的には下刈りや枝打ちなどを行っています。勤務時間については午前7時30分から午後3時30分までになっています。また、造林技術補助員の業務内容については、町有林作業員の工程管理などの業務に従事していますという答弁がございました。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分についてでございます。

商工観光課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、地域振興施設として町も多額の資金を投入している始神テラスですが、決算書があれば提出をお願いしたい。また、納入業者について、紀北町の業者、紀北町外の業者の売上の割合について教えてくださいとの質疑があり、全体の売上の報告はいただいています。町内、町外事業者の業者数や売上の割合までは把握をしていませんとの答弁がございました。

また、商工費、委託料の紀北もんプロジェクトですが、経緯を教えてくださいとの質疑があり、昨年度の事業の経過としてご説明いたします。事業の委託料といたしましては、468万9,555円です。大きく2つの事業に分かれています。紀北町ブランド推進協議会への事業委託ということで、163万4,000円。地域ブランド形成調査業務委託料、305万5,555円です。

1点目の紀北町ブランド推進協議会への業務委託ですが、協議会によりまして、地域製品のブランド化とブランド認証ということで、紀北もん認定委員会を組織しました。委員長といたしまして、町のふるさと納税委員会への参加をしていただいています三重大学の松井純先生、副委員長に志摩観光ホテルの名誉料理長の宮崎英男先生のほか3名、デザイナー、出版関係、流通関係でイオンの方をお願いをしています。紀北もん認定委員会におきまして審査をしていただき、4点合格し、認定商品となりました。地域ブランド形成調査業務委託ですが、三重大学の関係企業となる三重ティーエルオーをお願いをしまして、町内14業者の商品やサービスに関するマーケティング調査など行っていただきました。それに基づきまして、紀北町として何が売りになるか、どのような商品がよいのかなどの調査をしていただきましたとの答弁がございました。

紀北もんの認定につきましては、ふるさと納税としても考えていますし、それ以上に、全

国的に知れた高級な商品になりえないかも含めて松井先生、宮崎先生中心にご尽力いただいているところですよという答弁でございました。

委員から、観光活性化対策事業ですが、各事業を実施した後に、紀北町内にどれだけの方が宿泊されたかなど検証を行われていますかとの質疑に対し、例年、1,162万円の同額の補助金となっています。事業内容ですが、商工会と意見交換をしながら今年の注力事業であるとかの協議をさせていただいています。経営改善普及事業、指導職員設置事業、地域振興事業というところに注力しています。経営改善普及事業、指導職員設置事業ですが、巡回指導であるとか、窓口指導、創業指導をされているとお伺いしています。地域振興事業ですが、異業種交流の実施、青年部事業、女性部事業、情報対策事業などの取組みをされていますとの答弁でございました。

また、キャンプinn海山の指定管理者への報償費は、どのように算定をするのでしょうかとの質疑に対し、観光活性化対策事業の補助金ですが、きほく燈籠祭、シートゥーサミット、などがあります。昨年度、シートゥーサミットでアンケートを実施させていただきました。シートゥーサミットの昨年度の実績ですが、137組、230名参加がありました。119名の方にアンケートを書いていただきまして、紀北町内での宿泊として87名の方が宿泊をしたということです。そういった面では、事業効果はあると考えています。また、燈籠祭、大白祭、年末港市などについて役場への問い合わせも多くいただいていますので、検証までは行っていませんが、効果はあると思っていますとの答弁でございました。

売上額6,967万2,120円から目標額3,145万5,220円を引き70%を掛けますと2,675万1,830円これが指定管理者の報償費になりますとの答弁でございました。

また、オートキャンプ場など指定管理をされている施設が多いと思います。他の市町でも事業年度ごとに、検証し改善を促すという制度があると聞いています。紀北町では行われているのでしょうかとの質疑に対し、商工観光課の施設につきましては、日々、指定管理者の方々と一緒になって、施設の改善を行っています。年度末に1回ということではなく、それに至るまでに改善すべきところは改善を図っていますとの答弁でございました。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分についてでございます。

建設課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、公園費で、銚子川河川敷公園の工事費について、説明をお願いしますとの質疑があり、工事請負費の中で銚子川河川敷公園の土地表面の不陸整正を行いました。植栽があ

ったパターゴルフ場を平らにして、今後、銚子川の誘客の駐車場等の多目的に使用できるスペースにしましたとの答弁でございました。

また、橋の上流側と下流側は、整備されてきれいになっているので、橋の真下も除草やごみを撤去し適切に管理してくださいとの質疑に対し、建設課が管理する公園の維持予算が数10万円あるので、その中で適切に管理していきたいと思っておりますとの答弁でございました。

委員から、住宅管理費で、空き家住宅の解体工事費の金額と現在解体できる空き家の戸数を教えてくださいとの質疑に対し、政策空き家の解体工事は、中ノ島2戸、山居1戸、合計3戸になります。金額は383万円です。現在、解体できる空き家は5戸あります。令和2度の予算が2戸あるので、5戸のうちの老朽化している住宅から優先に2戸を解体し、残った3戸は令和3年度の予算で解体する予定ですとの答弁でございました。

また、船付団地は解体する予定ですか。船付団地の入居は可能ですかとの質疑に対し、船付団地の最後の入居者が志子第2団地に転居し、入居者がいなくなりましたが、規模が大きく緊急時に使用できるかもしれないので、解体しない予定ですとの答弁でございました。

委員から、町営住宅の使用料について、現年度分の収納率が98.7%で55万3,400円の未納額がありますが、この内容を教えてくださいとの質疑に対し、現年度の未納額55万3,400円は、4人の未納額になります。そのうち1人は令和元年度中に退去していますとの答弁でございました。

また、何年も住宅使用料を支払わずに入居している方はいるのですかとの質疑に対し、退去した方の滞納は多いのですが、入居している方で何年も支払っていない方はいませんとの答弁でございました。

以上のおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分についてでございます。

危機管理課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、横町特定空家など解体工事について予算494万3,000円に対しての決算額となっていますが、解体工事に至る経緯と解体工事費用が回収できるのかできないのか、回収できない場合、土地の扱いはどうするのかについて説明してくださいとの質疑に対し、横町特定空家などに対する経緯ですが、平成30年12月に特定空家などに認定しました。その後、所有者の方に対しまして改善を促していましたが改善がなされませんでした。台風により特定空家などの前面が崩落しまして、平成31年3月に応急処置の工事を実施しています。その後も改善命令をしていましたが、改善されることがありませんでしたので、令和2年2月に代執

行の執行宣言をしまして代執行を実施し、再度、所有者の方に対し、工事費が確定しましたので催促を行っていましたが返答がありませんでした。そのため、国税徴収法の規定に基づき財産調査を実施しましたが、調査した結果では換価できるような財産は見当たりませんでしたので、差押えには至っていません。残地につきましては、検討した結果、残地を処分するとなりますと、残地に対して町が差押えを行い公売にかけることが必要になりますが、こちらは公売に必要な費用と比べまして利益が出る場合は、有効な差押えになり、差押えを執行することができると思われませんが、今回の場合は、近隣の不動産の取引事例を参考に面積で算定しましたところ、土地の売却想定額から浄化槽や基礎部分などの撤去費用を差し引いた金額と公売に必要な費用と比較したところ、公売に必要な費用が上回るため、無益な差押えとなり、担当課としては断念していますとの答弁でございました。

委員から、地震・津波災害避難路など整備事業の整備事業の中の防災倉庫移設工事1か所、出垣内と言っておられましたが、どの地区でも要望をすれば工事していただけるのでしょうかとの質疑に対し、出垣内地内の防災倉庫移設につきましては、津波の想定浸水域内にあり、そのために高台へ移転しました。また、町内の防災倉庫のほとんどは、津波の浸水想定域外にあると思っています。もし、現状津波の浸水想定域内にあれば要望に基づきまして移転はできると考えますが、浸水想定域外では難しいと考えますとの答弁でございました。

また、ハザードマップに色がついたところに防災倉庫があれば、要望を出すことができるということでしょうかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でございました。

委員から、工事請負費は防災倉庫と防災倉庫の移設だと思いますが、防災倉庫を設置するのに52万8,000円は倉庫の金額なのか、設置込みの金額であるのか説明をお願いしますという質疑に対し、防災倉庫の設置工事については、倉庫本体と工事費も含めた金額ですとの答弁でございました。

出垣内の145万1,000円とは、倉庫の大きさに極端に違うのか同じ大きさであるのか、またどのようなやり方でこの金額になったのかご説明をお願いしますという質疑に対し、防災倉庫の移転については、既存倉庫を移転しました。工事については重機の侵入ができず、高台箇所には防災倉庫を設置する箇所を掘削する費用や運搬費用を含めて、この金額になりましたとの答弁でございました。

委員から、イメージでは地区から設置場所があるので移転していただきたいという要望だとは思いますが、他の地域で高台へ移転していただきたいという要望があれば、どのくらいの経費まで移転していただけるというような基準があるのか、お聞きしますという質疑に対

し、基準はありませんという答弁でございました。

地区としては非常にありがたい話ですが、いろいろな地区が高台へ移転となった場合、全て対象となると思われませんが、例えば防災倉庫、1か所52万8,000円のところが高台へ設置してほしいという時には、切り開く予算まで町の方で持つということでしょうかという質疑に対し、場合によると思いますが、広い土地がない場合があることもありケースバイケースで判断することになりますとの答弁でございました。

津波避難路維持修繕費で123万9,000円ありますが、何か所でどのような作業であったのかご説明お願いしますとの質疑に対し、津波避難路維持修繕費123万9,074円につきましては、具体的な場所は秋葉山避難路修繕、海山インターチェンジ横避難路修繕、白浦地区避難路修繕、長島地区旧百五銀行の避難路の修繕です。現在使用している避難路の法面や階段などを修復する内容の修繕ですとの答弁でございました。

委員から、防災行政無線整備事業ですが、どれくらいの進捗状況かご説明をお願いしますとの質疑に対し、進捗率につきましては、3月末時点で24%でございますとの答弁でございました。

以上のとおり、危機管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分についてでございます。

学校教育課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、事務局費、委託料のスクールバス運行の委託料とのことですが、紀伊長島地区、海山地区の金額と委託先、運行内容について教えてくださいとの質疑に対し、委託料1,106万8,766円のうち、1,043万7,840円については、児童生徒スクールバス運行事業として、紀伊長島地区1台、海山地区3台のスクールバスの費用になります。紀伊長島地区は、赤羽小学校へのスクールバス、海山地区は島勝浦、白浦地区から矢口小学校及び潮南中学校へのバス、便ノ山地区、小山浦地区から相賀小学校へのバス、引本浦地区から相賀小学校へのバスとなりますとの答弁でございました。

また、通学時と下校時の便数はどうなっていますかとの質疑に対し、通学時は1便、下校時は2便となります。運転は1人で運転していますが、休暇時などの補助員の運転手も待機していると聞いていますとの答弁でございました。

また、幼稚園費の委託料の354万8,368円ですが、小中学校のスクールバス運行費用と比べると安いと思うのですが、内容を教えてくださいとの質疑に対し、通園バスの委託料は、300万8,400円で、紀伊長島幼稚園の通園バス運行費委託料で、三重交通に委託しており、バ

ス2台分の運行費用となりますとの答弁でございました。

委員から、校長会と教頭会の補助金は今年度も入っていますかとの質疑に対し、校長会補助金は、32万1,000円、教頭会補助金は、24万4,000円支出していますとの答弁でございました。

支出している理由を教えてくださいとの質疑に対し、教頭会補助金については、三重県の研究大会や東海北陸地区の研究大会などへの参加費用、各研究に係る補助金になっています。校長会補助金ですが、それぞれの経営能力を高めるための調査研究費や三重県校長会への参加費用として支出していますとの答弁でございました。

委員から、歳入の奨学金返還金622万9,800円、未済額が966万9,300円で、歳出の貸付金で大学生など17人、高校生5人ということで636万円の貸付けを行ったとのことですが、滞納になっている部分が解消される見込みがありますかとの質疑に対し、未納金の解消の見込みについては、現在37人の未納者がいまして、そのうち10人が分納中で残りの27人については、居所不明、分納遅れの方などがいまして、そのような人には通知を行って返還をお願いしていますとの答弁でございました。

未納奨学金については、居所不明については難しいのだろうと思いますし、不納欠損などを考えないといけないと思います。保証人のことも含めてどう考えますかとの質疑に対し、未納につきましても、保証人をつけていますので連絡も必要と考えていますが、居所不明などの調査を行った後に保証人の方にお話をしていきたいと思いますとの答弁でございました。

また、主要事業の成果の小学校校舎等施設営繕事業で西小学校給食用小荷物専用昇降機改修工事がありますが、給食センターが建設されても給食を食べるのが2階や3階で必要だったからですかという質疑に対し、西小学校の給食用小荷物専用昇降機改修工事についてですが、給食を食べるのが2階、3階ですので使用していますとの答弁でございます。

また、小中学校のエアコン設置ですが、平成30年度予算を令和元年度に繰り越して、令和元年度の夏までに設置を完了し、夏に使えるように行ったものと思いますが、稼働状況や効果を教えてくださいとの質疑に対し、平成30年度国庫補助で、当町でも平成30年度に予算化し、平成31年3月20日に入札を行い、令和元年度に繰り越して6月末に完成しました。使用状況については、かなり使用して効果を上げていますとの答弁でございました。

委員から、紀北中学校の生徒が12人遠距離で通学しているとのことでしたが、どこから紀北中学校へ通っていますかとの質疑に対し、中学校の遠距離通学費補助金ですが、三浦地区9人、道瀬地区2人、古里地区1人の生徒が三重交通バスを使用した時の定期券代ですとの

答弁でございました。

また、幼稚園の一時預かり保育の実態を教えてくださいとの質疑に対し、幼稚園の保育料は令和元年10月から無料となっており、一時預かり保育料も無料となっています。令和元年9月末までは保育料を徴収しており、一時預かり保育も所得に合わせ最大300円徴収し、利用者は517人でしたとの答弁でございました。

また、一時預かり保育料が無料になってから、利用者は増えましたかとの質疑に対し、4月から9月までの利用者は183人で、10月から3月までの利用者は334人の利用でした。無料化により増えていると思いますとの答弁でございました。

また、主要事業の小学校費、特別支援学級児童介助教員設置事業で介助教員15人とありますが、配置の基準があると思いますが、講師の資格などは必要なのでしょうかとの質疑に対し、介助員には、介助員と介助教員がありまして、介助教員は教員免許を持っている方で、介助員は特に資格は必要ありませんが、介助員と介助教員では日給額が違いますとの答弁でございました。

委員から、紀北教育会館に関してですが、会館の中に紀北教育研究所があると思いますが、令和元年度も設置されていますかとの質疑に対し、紀北教育会館の施設は一部を生涯学習課が管理しています。その施設の中の紀北教育研究所は、尾鷲市と紀北町がそれぞれ90万円の補助金を出して運営しています。90万円の支払いは学校教育課の予算から支出していますとの答弁でございました。

また、紀北教育研究所には、現役の教員が配置されていると覚えていますか、今もそうですかという質疑に対し、現役の教員2人が在籍しています。業務内容としましては、紀北地区の教育についての研究を行っていますという答弁でございました。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分についてでございます。

生涯学習課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、主要事業の成果の紀北健康センターについてですが、財源内訳のその他の予算額4,647万円に対して決算額4,281万8,000円というのがありますが、これは利用者の皆さんの施設使用料ですか。予算に対して決算額が少し減っていますが、その要因などの分析はできていますか。また、指定管理者が行った自主事業の収入のうち、7割が指定管理者の収入となって、3割を町に収めていただくという理解でいいのか。それについての予算はどの部分になるのかお伺いしますとの質疑に対し、財源内訳のその他の収入は会費収入等になりま

す。また、予算額に対して減少した理由につきましては、令和2年3月2日から新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、休館していただきましたので、その1か月分の会費収入と自主事業分が減少したことによる減額となっています。また、指定管理者の自主事業に関する町に対する負担割合ですが、指定管理者が自主的に行う講座・教室などの自主事業収入の7割が指定管理者の収入、残りの3割を町に収めていただいております、その分は雑入に入っておりますとの答弁でございました。

また、健康センターを3月に1か月ほど休館しましたが、指定管理料を1か月分減額するといったことはなかったのでしょうかという質疑に対し、新型コロナウイルス対策については、町から急な要請をさせていただいたことに加え、館内の感染予防対策やSNSによる配信なども実施していただいていることから、減額は行いませんでしたとの答弁でございました。

また、木工陶芸教室のエアコン修理代がありますが、陶芸の方なのか、木工の方なのか、それとも両方ですかとの質疑があり、これは、陶芸の施設のエアコンの修繕料です。木工施設部分についてはエアコンは設置していませんとの答弁でございました。

委員から、国民体育大会の経費についてお伺いしますという質疑があり、まず、国への要望について、予算に対する国などからの補助に関してかと思われませんが、基本的に三重県から補助金を頂きます。例えば、仮設設置物に係る経費の2分の1の補助が出たり、補助対象となる内容が決まっており、今年度のリハ大会と来年度の本大会に対して補助を頂くことになっています。また、国体の経費についてですが、昨年度は茨城国体への視察、啓発物品のポロシャツ、のぼり、缶バッジの作成や会場計画案を策定しました。これは、国体全体の経費からの数%かと思われましてという答弁でございました。

以上のとおり、生涯学習課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、水道課所管分についてでございます。

水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出に係る全ての課の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、令和元年度の紀北町一般会計の歳入歳出決算書の反対討論をいたします。令和元年度決算には10月からの消費税10%の消費税が含まれております。公民館の使用料など町民の施設などに10月1日から即時適用され、また、消費税が上がっても条例を変えなくてもいいような条例をつくり、町民の負担が増加しております。一方で歳入では、地方消費税交付金が、逆に前年度より754万5,000円減っており、皆さんの生活が大変になっているのが伺えます。歳入

歳出を差し引いても町の負担増は明らかです。消費税増税は町の財政に重くのしかかっております。決算で実質収支は3億6,000万円の黒字になりましたが、周囲の自治体の実力を示す実質単年度収支は前年度の2億4,200万円の赤字から3億7,400万円の赤字へと増えております。この赤字は、特に財政調整基金が年々減っている中での赤字で、大変だと思います。歳入歳出のバランスについて、分析と対策が必要です。将来を見渡して対策が必要だと思います。また、今回の予算の中で、特に高齢者が多くなるこの当地では、住民の皆さんの足の代わりになる地方公共バス運行については、従来の運行を続け、無駄もあり町民の皆さんが求める安価で便利な運行への努力は遅く足りないと思います。そして子どもの子育ての事業も大切ですが、子どもの医療費助成事業については5年間留まったままです。環境の町といながら残土問題に対する前向きな行動も予算ありませんでした。そして、職員体制についても非正規の方が増え、正規の数に迫っております。今の状態で、本当に住民サービスが向上するのか疑問です。国の政治に追随して、町民の命と暮らしを守る切実な要求に十分に応えておらず、この決算の認定に反対しますとの討論がございました。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金のシステム整備費補助金ですが、マイナンバーカードと国保のデータの連携のための改修になると思いますが、今後マイナンバーカードがどのように使われるのでしょうかとの質疑に対し、現在、令和3年3月から医療機関でマイナンバーカードを保険証の代わりに利用できるようにシステムの構築が進められています。保険証は世帯ごとに付番していますので、国民健康保険被保険者個人を特定するために、その番号に枝番をつけるための改修を行いました。今後はマイナンバーカードを保険証代わりに利用できるようになりますとの答弁でございました。

委員から、令和3年3月以降も保険証は使えますか。また、紀北町内の医療機関でも使えますかとの質疑に対し、マイナンバーカードと保険証それぞれ使えますが、紀北町内の医療機関については、整備の方向性は示されていないとの答弁でございました。

また、保険料の収納率が上がっていると説明がありましたが、どのように徴収を行っていますかとの質疑に対し、現年度分の保険料に力を入れ徴収し、未納に早く気づいてもらうた

めに、督促状を送付しています。また保険証の更新時に、納付相談を行っていますとの答弁でございました。

また、資格証明書は交付していますか。また短期証の交付内訳を教えてくださいとの質疑に対し、令和元年度も資格証明書は交付していません。現在の短期証の発行数は、1か月証が53世帯、3か月証が27世帯、6か月証が72世帯ですとの答弁でございました。

また、特定健診の受診勧奨についてお聞きします。通知やコールセンターは委託していますが、直営では難しいのでしょうか。受診済みの方にも通知や電話がかかってくる。対象者の情報は住民課から送っているのでしょうかとの質疑に対し、コールセンターは国保連合会に委託していますが、職員でも個別に電話をかけています。未受診者のデータは住民課から送っており、特定健診を集団健診で受診された方は町で把握できていますが、医療機関で受診した方については、町にデータが送られるまでどうしても2か月ほどのタイムラグが生じますとの答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、紀北町の国保については、保険料を値上げせず、資格証明書も交付せず、特定健診も頑張っておられます。でもやはり、マイナンバーの連携については100%行わなければいけないということで、反対するのはすごく心苦しいのですが、本当に紀北町の国保に入っているみなさんが必要としているのかどうか、国のことで反対して申し訳ありませんが、このことについては認めることができず、反対させていただきますとの討論でございました。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

続きまして、認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受けて、質疑に入りました。

委員から、保険料が30年度に比べて増えているように思いますが、世帯数が増えたのでしょうか。それとも軽減に変更があったのですかとの質疑に対し、世帯数は増えています。また低所得者の軽減割合にも変更があり、9割軽減が8.5割軽減に、また8.5割軽減が8割軽減に変更されていますとの答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、当年の純利益があったわけですが、平成26年公会計になって、長期前受金が戻し入れるようになって今回も、7,394万5,793円が戻し入れられていますが、この戻入れによって純利益が発生しているのか、この戻入れがなければどういった状況になるのか説明をお願いしますとの質疑があり、課長から、水道事業会計には、3つの財布があります。

1番目の財布は、1年間に水を作るのに幾らかかり、その水を売って幾らの収入があったかによって、その年に幾らもうかったか、それが純利益で、それを損したか、これを欠損と言いい、それを知るための財布です。2番目の財布は、老朽化した施設や配水管を新しくしたり、水の需要が増加した時に新規に水を作る施設を建設するための財布です。この中に長期前受金制度があります。主な収入としては借入金と、1番目の水道料金からの補填です。1番目の財布と2番目の財布はお金が余っても足りなくても、1年ごとに財布の中味を空にします。それがこの決算書になります。3番目の財布には今までの1番目の財布と2番目の財布の余り、純利益や減価償却費、長期前受金などが入れてあり、貯金のような性格で、一般会計ではない目に見えない財布があります。それが、長期前受金制度であり、全部の合計、例えば損益勘定などで出たのが純利益となります。水道事業会計の方については損益勘定とか、損益の計算書、貸借対照表などがありますが、キャッシュフローというのが経営のバランスを見る指標になります。業務活動によるキャッシュフローのところにつきましては、約13億6,000万円ということでプラスの会計になっております。投資活動によるキャッシュフローについては約5,200万円のマイナスとなっています。キャッシュフローの計算書の読み方になりますが、営業活動がプラス、投資活動と財務活動がマイナスでプラスマイナスマイナスという形が本業の業績が概ね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施しているため、比較的良好な経営状況にあるということがこの表から読み取

れることとなります。紀北町の場合は、このキャッシュフロー、収益費用の明細書から読み取ると良い経営状況であると思われまますという答弁でございました。なお、この表というのは、17ページでございます。

以上、水道課の審査を終わります。

続いて、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の経緯と結果の報告を終わります。

どうも長い間ありがとうございました。

瀧本攻議長

以上で、決算特別委員長長の報告を終わります。

瀧本攻議長

ここで、2時10分まで休憩いたします。

(午後 1時 53分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

(午後 2時 10分)

瀧本攻議長

先ほど決算特別委員長長の報告の中で、原隆伸君から、訂正の発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

原隆伸君。

原隆伸決算特別委員長

先ほど、水道課の審査のところ、水道課長の説明のところ、業務活動によるキャッシ

ュフローのところにつきましては、約1億3,600万円ということで、プラスの会計になっておりますというところを、13億6,000万円と言ったらしいので、約1億3,600万円ということに訂正させていただきたいと思います。どうも、ご迷惑かけて申し訳ありませんでした。訂正のほど、よろしくお願ひいたします。どうも失礼します。

瀧本攻議長

これで各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第5号)の総務産業常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第5号)の教育民生常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第83号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第84号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第85号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

瀧本攻議長

これより各議案の討論と採決に入ります。

日程第3 議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

まず討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番、柴田洋巳。

紀北町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に反対する討論を行います。

その理由を4つ申し上げますので、ご理解の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

反対の理由を述べる前に、紀北町が条例を提出することになったいきさつ、理由について、12月8日、上野総務課長が説明いたしました。私は次のように理解しました。町民の方にもよく分かるように、申し上げたいと思います。上野総務課長の説明概要、今年6月、国が町村長及び議員の選挙自動車とポスター、ビラの公費負担をしてもよいと、しかし、その支出費用はそれぞれの町、村が負担する、要するに国が補助しないと、そういうことです。この法律制定の目的は、全国的に候補者が少なくなっており、少しでも経費負担を軽くすれば候補者が立候補しやすくなるのではないかという理由でした。このことに関する質疑で、公費の請求は候補者の自由で、また、請求する、しないは、罰則の対象にならないとそういう答弁もありました。上野課長、これで間違いありませんね。首をかしげっていますので、進めさせていただきます。

それでは、公費負担条例について、4つの反対理由を申し上げます。

1つ目、私たち議員は町や地域をよくしたい、あるいは、住民が安全で安心な生活ができ

るよう活動したい。また、これまでの政治に対する理念、思い、それを実現したいと、こういう気持ちで選挙に出るわけですから、当然選挙費用など要らないよと、そういうのが1つの理由です。

2つ目は、出たい人よりも、出したい人を選ぶ選挙です。あの人に町長や議員になっていただきたい。そのための選挙費用は、募金を行う、あるいは、車も提供する。そのような選挙にするための考えを紀北町が持たなくてはならないと、それが、2つ目の理由です。

3つ目は、国からの交付金、補助金は今後大幅に削減されます。紀北町においては、人口減少、少子高齢、経済が落ち込み、また、コロナで困っている人たちへの支援が財政上、大変なことになっています。実際、職員のボーナスがカットされました。したがって、公費による選挙はとんでもない考えだと私は思っています。

4つ目、紀北町の選挙の現実です。合併後を例にとりますと、町長選挙が4回行われました。平成17年は3人立候補、21年は5人立候補、25年は2人立候補、29年は1人でしたが、立候補を検討した人、私も含めて、もう一人いらっしゃいましたけども、この方が立候補しなかったのは、お金の問題ではありませんでした。

次に、議員選挙も4回行われました。合併後ですね。平成18年は定数22人に対して24人が立候補しました。22年は定数18人で28人が立候補しました。平成26年は定数16人で17人が立候補、平成30年は定数16名で19人が立候補しました。令和4年、あと2年先ですけども、これは、今、議員の仲間でもいろいろ話し合っておりますが、話し合いつつありますけども、定員を削減しなくちゃならないんじゃないかと、そういうふうな話題も出ておりますので、多分、定員割れになるというのではないと思います。

したがって、紀北町の選挙の現実から言いますと、お金がないから、あるいは、経済的に非常に困っているからということで、定員に満たないようなことがあり得ないと思います。

このほか、議会を分かりやすくする。あるいは、住民に身近に感じていただく。そのための議会改革もあると思います。これが、私の反対の理由です。

同時に、この困難極まりないこの時期にお手盛りのような条例を出した紀北町当局の無神経さに私は驚いております。皆さん、どのように思いますでしょうか。

以上で、討論を終わりますが、議員の皆様、重ねてのお願いでございますが、今、私の反対討論を参考にしていただきながら、今回の条例反対にご賛同いただければと思っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

失礼します。

議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に対して、賛成の意を表明するものでございます。

この条例につきましては、議長会の要望におきまして、令和2年6月12日、法律第45号で制定され、令和2年12月12日に施行されました、ほんの数日前に施行されたものでございます。

そして、この条例は、施行令に基づいてつくられたものである。ただしながら、この法律の中で条例を制定すれば、公費で負担することができるというように法律ではなっております。そういう意味では、条例をつくらなければ、この公費負担はやらなくてもいいことになります。しかしながら、ここにそれをやっていくためには、随分といろんな議論が要る。そして、また、若い人たちが、また、有能な人たちが選挙に出ていただく、そして、力を発揮していただく、有能な人を出やすいようにするという意味から考えても、こういうことがあってもいいんじゃないかという意味で、私は賛成の意を表するものでございます。

そして、今まではこういう公費負担という考え方は、議会議員にはありませんでした。けれども、この考え方をすることによって、新たな発想、要するに選ぶ人たちも、選ばれる人たちも、やっぱり意識を違った意味で持つ、価値観の変更というんですか、変化というんですか、そういうことをする必要が、そうしないと、公費を食い物に使う選挙になる可能性もあるという将来的な、できたばかりでございますので、将来的な時代に対応した要するに条例の見直しということも必要になるかも分かりませんですけども、要するに、今、こういう時代で新しい価値観の変化を求める、そして、その変化の中で有能な人たちが議員になってくるという思い、そういう時代が早く来てほしいという思いから賛同するものでございます。

また、我々については、この公費負担をただの公費負担に終わらせないためにも、議会改革及びに選挙広報条例など、要するに、時代に即応した、また、この公費負担に恥じない議員とならねばならない。また、そのような状態にしていく必要があるという思いを込めて、この議案第79号に賛成いたします。

以上でございます。

どうか、ご支持のほどよろしく申し上げます。

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第79号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第80号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りをいたします。

日程第5 議案第81号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第82号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

瀧本攻議長

次に、日程第 7 議案第 83 号 令和 2 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第 83 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（ 全 員 挙 手 ）

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

瀧本攻議長

次に、日程第8 議案第84号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

まず、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第84号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第85号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第85号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 認定第1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第10 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

また、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りをいたします。

日程第11 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第12 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

また、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

日程第13 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

日程第14 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

瀧本攻議長

ここで、議員から発議案が提出されておりますので、議案の配付のため、自席で暫時休憩をお願いいたします。

(午後 2時 43分)

瀧本攻議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 44分)

日程の追加

瀧本攻議長

本日、平野隆久君から、発議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1

瀧本攻議長

追加日程第 1 発議案第10号 議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

それでは、提案者の趣旨説明を求めます。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

発議第10号

令和 2 年12月18日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提出者 紀北町議会議員 平野 隆久

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 大西 瑞香

議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出します。

議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会改革調査検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 議会改革調査検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第 6 条
3. 目的 開かれた議会と活力あふれる議会活動を実践していくための調査研究を行う。

4. 委員の定数 15人（ただし、議長を除く）
5. 調査期限 調査が終了するまで閉会中もなお審査を行うことができる。
6. 予算措置 既決予算の中で措置する。

続いて、提案の趣旨説明といたしまして、町民の方々のために、働く議会となるには、この紀北町議会がどのような議会になることが望ましいのかを、議員自ら考え、町民の方々の期待に応えられる議会になることが重要だと考えております。

町民の方々は議会の仕組みがあまり理解されていないこともあり、議会がどのようなことが町民の方々、つまり、自分たちにとってよりよいものになるのか、不透明な部分もあります。だからこそ、議会に関わる議員が町民の方々のために、議会がどうあるべきかを考え、議論し、それに対して、結論を出し、それに伴う説明責任を行う。

その後も、情勢の変化がある場合は見直すべきことは都度見直していき、よりよいものに近づけていくことが議員に課せられた義務であると思います。

そういう思いで今回、議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議の提出者議員にらせていただきました。

この後、本議案が可決され、この特別委員会が設置されたならば、委員長になられた議員の進め方にもよりますが、進め方の考えといたしましては、まず、紀北町議会の申し合せ事項等にある以前から慣習的なものに対して、今の紀北町議会の現状にそぐわないものであるということなど、各委員から提案してもらおう。本定例会で同僚議員から話が出ました議会でのタブレット使用などの事案を提案してもらい、この委員会で議論し、少なくとも次の選挙までに結論を出して、今後の紀北町議会につなげていく。

また、選挙のたびに議論となる議員定数の検討も、この特別委員会において提案されてくると思われます。

次回の町議会議員選挙は、公職選挙法の改正により、立候補者の経費を公費で負担し、全国的に町村議会議員の成り手不足を解消しようとする理由で、今回の定例会で議案第79号紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が上程され、可決されました。

このことにより、次回の選挙の立候補者の対応も変化が出てくることも考えられます。

議員定数に関しましては、まずは最初に検討すべき事案であり、次回の選挙の1年前までには結論を出すべきとも考えております。

そして、紀北町の議員定数が確定された後、議員が何人になると決まった紀北町議会にと

ってどのような議会運営、申し合せ事項等となることが町民の方々のために、働く議会となり得るのかをこの任期中に確定し、次の改選後の議会に申し送っていく。

このようなことを総合的に考えて、遅きに逸した感もありますが、本日、議員提案でこの議案を上程させていただきました。

議員の皆様方には、ぜひ、この提案理由にご理解をいただき、議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議にご同意いただけますようよろしくお願いいたします。

以上で本議案の提案の趣旨説明を終わります。

瀧本攻議長

これから質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 発議第10号 議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本攻議長

だいま、特別委員会が設置されたため、正副委員長の互選のために、10分間の休憩をお願いいたします。

(午後 2時 52分)

瀧本攻議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 00分)

瀧本攻議長

正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会改革調査検討特別委員会委員長に太田哲生君。同副委員長に大西瑞香君。

以上のとおり決定いたしました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました本定例会では、本日まで終始ご熱心なご審議により、上程いたしました全議案につきまして、原案のとおりご可決賜り、誠にありがとうございました。

本議会におきまして賜りましたご意見、ご要望等を検討し、現在進めている令和3年度当初予算の編成におきましては、このコロナ禍における地域経済の立て直しにも十分留意をし

ながら、より一層効果的な施策が実行できるよう力を注いでいくとともに、山積する行政課題に丁寧に対応してまいり所存でございます。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、今年は紀伊長島港内で行われる年末恒例の年末・きいながしま港市の中止、また、新春を飾る紀北町消防出初め式も中止されることとなり、非常にさみしい思いをしているところでございます。

なお、令和3年1月10日に予定をしておりました成人式につきましても、5月2日に延期させていただくことといたしましたので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

冬を迎え、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に猛威を振るっており、感染者の増加により、地域医療体制の逼迫が懸念されているところでございます。

また、長期間にわたり、感染症の対応に日夜ご尽力をいただいております医療従事者の皆様、感染症対策に従事いただいております皆様方に、心より敬意と感謝を申し上げるところでございます。

町民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、年未年始、酒席や会食の機会が増えることと思われませんが、感染リスクが高まる5つの場面においては、感染防止の対策をしっかりとっていただき、感染リスクを下げながら、会食を楽しむ工夫を積極的に取り入れていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本年も残すところ僅かとなりました。議員の皆様の1年のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員の皆様におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新たな年をお迎えくださいますことにご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

瀧本攻議長

町長の挨拶にもありましたとおり、2週間足らずですけども、健康に十分留意され、特に、コロナに十分注意されて、よき新年を迎えるよう祈念いたします。

瀧本攻議長

これもちまして、令和2年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時 04分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 3月 4日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 岡村哲雄

紀北町議会議員 大西瑞香